

日本心血管インターベンショ治療学会 九州・沖縄支部 コメディカル部会開催等についての内規

【第1条】

コメディカル部会の幹事は、CVIT会員であることとする。また座長及び進行に関わる方も同様とする。

(部会の開催)

【第2条】

コメディカル部会は原則学術集会（冬季1月、夏季8or9月）及びライブの際に開催（年3回）とし、議長は部会長とする。部会長は必要があるときに、臨時部会を招集することができる。

1) 委員会開催時においては、コメディカル部会原則各県の代表者のみに案内を送付する。

2) 学術集会開催施設に幹事がいない場合、施設の代表者に部会に出席頂く。

但し、部会長の意向により招集される者はこの限りではない。

(旅費の支給に関する規定)

【第3条】

旅費、宿泊費については、定例部会開催の場合は原則支給しない。臨時部会の開催にあたっては、支部長の確認のもと支部会計から交通費を支給する。

(会議費に関する規定)

【第4条】

会議費については、定例部会開催の場合は原則支部より支給する。臨時部会の開催にあたっては、支部長の許可のもと支部会計から会議費を支給する。

(その他)

【第5条】

上記以外にコメディカル部会が会議を開催する場合の諸経費については、部会長と支部長の合意に基づき支払われるものとする

(内規の改廃について)

内規の改廃は支部長ならびに部会長の同意によって提案され、両者の承認のもとに行うことができる。

付則
平成 29 年 9 月 8 日から施行